

第8回大空町農業委員会総会議事録

平成30年1月30日第8回大空町農業委員会総会は、大空町役場3階1号会議室に招集された。

1. 委員の出欠状況

(1) 出席者

1番 石原 せつえ	2番 江口 美世司	3番 石田 正俊
4番 苫米地 正幸	5番 澤井 忠雄	6番 丹羽 真治
7番 岡内 浩之	8番 小久保 謙	9番 長尾 照幸
10番 早川 敏幸	11番 渡邊 恵二	12番 伊藤 博幸
13番 井上 良幸	14番 田中 悟	15番 田中 秀雄
16番 齊藤 貞利	17番 赤石 昌志	18番 岩原 秀嗣
19番 佐藤 廣治	20番 渡辺 誠	21番 石田 敦
23番 岡本 シゲ子	24番 遠藤 哲也	25番 長谷川 伸一
26番 永倉 誠二	27番 山神 正信	

(2) 欠席者

22番 福田 重幸

2. 職員等の出欠状況

事務局長 作田 勝弥 主査 渡邊 豪 主事 安念 真人

第8回大空町農業委員会総会議事録

午後3時30分

作田局長	<p>ご案内の時間がまいりましたので、ただ今から大空町農業委員会第8回総会をはじめたいと思います。</p> <p>それでは会議日程2に基づきまして、大空町農業委員会憲章を朗読いたします。</p> <p>前文から朗読いたしますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>(農業委員憲章朗読)</p>
作田局長	<p>次に、山神会長よりごあいさつ申し上げます。</p>
山神会長	<p>皆さん御苦勞さまでございます。</p> <p>今日、全員ではないですが、初めて会う人もいますので、本年もよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>1月も今日と明日で終わるわけなんですけれども、雪の状況は見たとおりまだもう少し少ないのかなと、まだ2月3月もあるのでこれからが心配なわけでありませう。</p> <p>その中で委員におかれましては、1月の19日、郡下の農村結婚相談員の連絡協議会の研修会と、また1月24日には全道の農業者年金の研究会、また1月の26から28日、第28回の大空町のふれあいコンパ、これにつきまして各委員の皆さんまた職員の皆さんには、お忙しい中御出席をいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>その都度の研修会研究会で学んだことを今後の活動に生かしていただければなと思っております。</p> <p>最近寒い日が続くわけなんですけれども、体調もちょっと崩されている方もおられるかと思ひます。健康には留意されまして、これからの農業委員活動にご尽力をいただきたいと思ひます。</p> <p>このあとの第8回の総会について御審議をいただきます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p> <p>この際、活動状況報告を行います。</p> <p>事務局長。</p>
作田局長	<p>12月25日開催の第7回総会後の活動状況報告を、お手元に配布の資料により説明いたします。</p> <p>(活動状況報告説明)</p>
山神会長	<p>ただ今より第8回農業委員会総会を開催いたします。</p>

	(午後 3 時 3 6 分)
山神会長	<p>ただちに本日の会議を開きます。 諸般の報告をいたさせます。 事務局長。</p>
作田局長	<p>ただいまの出席委員は、25名であります。 福田委員から欠席の旨の連絡がありました。また、井上委員から遅参する旨の連絡がありました。 「大空町農業委員会会議規則第7条」の規定による在任する委員の過半数が出席していますので総会は成立しております。 本総会に提出された案件は、議案第1号から議案第3号までの合計40件であります。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員は「会議規則第14条第2項」の規定に基づき議長において、13番 井上委員、14番 田中悟委員を指名いたします。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、その可否について委員会の意見を求める。平成30年1月30日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。 【議案第1号所有権移転関係1番説明朗読】 この件につきましては新規に農地を売買する案件です。 図面につきましては、1ページに掲載しております。 農地法第3条第2項の許可できない項目に該当していないこと確認しておりますので、御審議を願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第2地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用</p>

	<p>形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 1 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 1 号の所有権移転関係 1 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係 2 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 1 号所有権移転関係 2 番説明朗読】 この件につきましては、新規に農地を売買する案件です。 図面については、2 ページに掲載しております。 農地法第 3 条第 2 項の許可できない項目に該当していないことを確 認しておりますので、ご審議願います。 以上です。</p>
山神会長	<p>この件について第 2 地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第1号の所有権移転関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画の要請について」を議題とします。 所有権移転関係1番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号所有権移転関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、所有者の経営規模縮小に伴うものです。 第3地区農業委員により、1月22日にあっせん会が開催されております。 農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。図面につきましては、3ページに掲載しております。 譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、59.2haです。 以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第3地区農業委員により1月22日にあっせん会を開催しております。 譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p>

委員	<p>これより議案第2号の所有権移転関係1番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、所有権移転関係2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号所有権移転関係2番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借契約の終了に伴い、別の方と新たに 売買するものです。</p> <p>第5地区農業委員により、1月26日にあっせん会が開催されてお ります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していること を確認しております。</p> <p>図面につきましては、4ページに掲載しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、20.3ha、 労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いしま す。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。 第5地区農業委員により1月26日にあっせん会を開催しておりま す。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用 形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま す。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の所有権移転関係2番について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、所有権移転関係3番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号所有権移転関係3番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、賃貸借から売買に移行する案件です。</p> <p>第5地区農業委員により、1月16日にあっせん会が開催されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>賃貸借からの移行のため、図面は省略しております。</p> <p>譲受人の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、12.4ha、労働力は2人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第5地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第5地区農業委員により1月16日にあっせん会を開催しております。</p> <p>譲受人については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われま。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより所有権移転関係3番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の所有権移転関係3番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>

委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係1番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、離農に伴うものです。</p> <p>第3地区農業委員により、1月22日にあっせん会が開催されております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。</p> <p>図面につきましては、5ページに掲載しております。</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含めず、27.7ha。労働力は3人です。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>この件について第3地区委員長より補足説明があればお願いします。</p>
委員長	<p>当案件につきましては、ただ今の事務局の説明のとおりです。</p> <p>第3地区農業委員により1月22日にあっせん会を開催しております。</p> <p>借主については、意欲的に営農しており、今までの作付け、利用形態が変わるものではなく、周辺農地への影響はないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)

山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係2番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係2番説明朗読】 この件以降は、全件更新の案件です。そのため、図面を省略しております。 また、この件以降、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にすべて適合していることを確認しております。 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、58.0haです。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係2番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係2番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます 暫時休憩とします。 (〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係3番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係3番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、49.1haです。 以上です。</p>

山神会長	これより利用権設定関係 3 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 4 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 4 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、30.2ha。労働力は 2 人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 4 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 5 番について提案理由の説明を求めます。

	渡邊主査。
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係5番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、66.0ha。労働力は5人です。 以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係5番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係5番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係6番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係6番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、50.6ha。労働力は3人です。 以上です。</p>
山神会長	これより利用権設定関係6番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係6番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。

	<p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 7 番から 8 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 7 番から 8 番説明朗読】</p> <p>7 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、47.9ha。労働力は 2 人です。</p> <p>8 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、43.2ha。労働力は 4 人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 7 番から 8 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 7 番から 8 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 9 番について提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 9 番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、7 番で説明したとおりです。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 9 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 9 番について採決します。</p>

委員	<p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます 暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>次に、利用権設定関係10番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係10番説明朗読】</p> <p>借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、36.9ha。労働力は3人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係10番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係10番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>暫時休憩とします。</p> <p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p>

	<p>次に、利用権設定関係 1 1 番から 1 2 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 1 番から 1 2 番説明朗読】</p> <p>11 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、65.6ha。労働力は 3 人です。</p> <p>12 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、49.6ha。労働力は 3 人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 1 番から 1 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第 2 号の利用権設定関係 1 1 番から 1 2 番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係 1 3 番から 1 4 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 1 3 番から 1 4 番説明朗読】</p> <p>13 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、43.1ha です。</p> <p>14 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、51.1ha。労働力は 4 人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 1 3 番から 1 4 番について質疑に入ります。</p>

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係13番から14番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係15番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係15番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、31.1ha。労働力は2人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係15番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係15番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係16番から21番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係16番から21番説明朗読】 16番の借主の経営面積は、15番で説明したとおりです。 17番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、

	<p>32.4ha、労働力は4人です 18番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.4ha。労働力は2人です。 19番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.7ha、労働力は3人です 20番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、52.2ha。労働力は4人です。 21番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、36.4ha。労働力は3人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係16番から21番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係16番から21番について採決します。 本案は、原案のとおり決めるにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により 〇〇委員の退席を求めます 暫時休憩とします。</p>
	<p>(〇〇委員 退席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係22番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係22番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、34.3ha。労働力は2人です。</p>

	<p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 2 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 2 2 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。</p>
	<p>(〇〇委員 着席)</p>
山神会長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 2 3 番から 2 6 番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第 2 号利用権設定関係 2 3 番から 2 6 番説明朗読】 2 3 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、41.0ha。労働力は 3 人です。 2 4 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、37.1ha。労働力は 4 人です。 2 5 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、30.6ha。労働力は 2 人です。 2 6 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、38.7ha。労働力は 4 人です。 以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係 2 3 番から 2 6 番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>

山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係23番から26番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に、利用権設定関係27番から28番について貸主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>【議案第2号利用権設定関係27番から28番説明朗読】</p> <p>27番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、17.4ha。労働力は2人です。</p> <p>28番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、18.1ha。労働力は4人です。</p> <p>以上です。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係27番から28番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第2号の利用権設定関係27番から28番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>ここで「農業委員会等に関する法律第31条第1項」の規定により〇〇委員の退席を求めます</p> <p>暫時休憩とします。</p>

	(〇〇委員 退席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 29 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 29 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、19.0ha。労働力は 4 人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 29 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 29 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 暫時休憩とします。
	(〇〇委員 着席)
山神会長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 次に、利用権設定関係 30 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 30 番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、17.2ha。労働力は 3 人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 30 番について質疑に入ります。

委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係30番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係31番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係31番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、23.7ha。労働力は3人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係31番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第2号の利用権設定関係31番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係32番から33番について借主が同一ですので、一括して提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第2号利用権設定関係32番から33番説明朗読】 借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、28.3ha。労働力は3人です。 以上です。

山神会長	これより利用権設定関係 3 2 番から 3 3 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 3 2 番から 3 3 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に、利用権設定関係 3 4 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。
渡邊主査	【議案第 2 号利用権設定関係 3 4 番説明朗読】 3 4 番の借主の経営面積は、議案に掲載している農地を含め、44.8ha。労働力は 4 人です。 以上です。
山神会長	これより利用権設定関係 3 4 番について質疑に入ります。
委員	(無しの声)
山神会長	これにて質疑を終了いたします。 これより議案第 2 号の利用権設定関係 3 4 番について採決します。 本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。
委員	(異議なしの声)
山神会長	ご異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり決しました。 次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 利用権設定関係 1 番について提案理由の説明を求めます。 渡邊主査。

渡邊主査	<p>【議案第3号利用権設定関係1番説明朗読】</p> <p>この件につきましては、11月の総会で前所有者である〇〇氏が貸主に売却した農地を、貸主が借主に一時貸付するものです。そのため、図面につきましては、省略しております。</p> <p>以上でございます。</p>
山神会長	<p>これより利用権設定関係1番について質疑に入ります。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>これにて質疑を終了いたします。</p> <p>これより議案第3号の利用権設定関係1番について採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
山神会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は、原案のとおり決しました。</p> <p>次に報告第1号「専決事項の報告について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> <p>渡邊主査。</p>
渡邊主査	<p>報告第1号「専決事項の報告について」大空町農業委員会会議規則第18条の規定により、会長専決事項で処理した案件について次のとおり報告する。平成30年1月30日提出 大空町農業委員会会長 山神正信。</p>
山神会長	<p>【報告1号説明朗読】</p>
委員	<p>この件について何かご意見ございませんか。</p>
委員	<p>(無しの声)</p>
山神会長	<p>以上をもちまして、本日の総会に付議された議案はすべて終了いたしました。</p> <p>これで総会を閉じます。ご苦労様でした。</p> <p>引き続き、委員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひします。</p>

	(午後 4 時 2 9 分)
--	----------------

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____